

## 日向山高原ゴルフコース利用約款

（適用範囲）

**第1条** 株式会社関電アメニックスが運営する日向山高原ゴルフコースのコースおよびクラブハウス等のゴルフ場施設（以下「当ゴルフ場」という。）を利用するお客さまは、この約款の定めに従って、当ゴルフ場を利用していただきます。

（利用契約の成立）

**第2条** 当ゴルフ場を利用するお客さまは、当日、フロントにおいて、所定の署名簿に署名してください。これにより、当ゴルフ場は、署名者の施設利用をお引き受けすることとします。

（利用の予約）

**第3条** 利用の予約およびキャンセルは、当ゴルフ場が規定する「営業案内」の定めに従います。

（利用の拒絶）

**第4条** 当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 満員のためスタート時刻に余裕がないとき
- 天災その他やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき
- 利用しようとする者が公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をし、または、するおそれがあると認められるとき
- 利用しようとする者が偽名もしくは他人名義で利用の予約または申込をしたとき
- 利用しようとする者が本約款の規定に違反したとき
- その他の理由により、利用しようとする者が当ゴルフ場を利用することが好ましくないとき

（暴力団等の入場、利用の拒絶）

**第5条** 当ゴルフ場は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団および指定暴力団員等またはその他関係者、その他反社会的勢力であると認められる者（以下「暴力団等」）の入場または利用を固くお断りします。

2 予約の後、利用しようとする者が暴力団等であると判明した場合においては、当ゴルフ場は、予約の承諾を撤回し、当該利用しようとする者の入場または利用を拒絶します。

3 施設の利用開始の後、利用する者が暴力団等であると判明した場合においては、当ゴルフ場は、直ちに利用契約を解除し、当該利用する者に対し、退場を求めます。

（料金の支払）

**第6条** 利用料金の支払は、現金または当ゴルフ場が認めたクレジットカードにより、お支払いいただきます。

（休業日、開場時間）

**第7条** 休業日および開場時間は、当ゴルフ場が規定する「営業案内」の定めに従います。

（金銭その他の貴重品）

**第8条** 当ゴルフ場を利用するお客さまは、金銭その他の貴重品については、必ず貴重品ボックスをご利用ください。ボックス内の保管品については保証など一切の責任は負いません。

（携帯品、駐車の手配）

**第9条** 携帯品ならびに駐車中の自動車およびその積載物の盗難、紛失および損傷については、当ゴルフ場は責任を負いません。

（ロッカー内の収納物）

**第10条** ロッカー内には、金銭その他の貴重品を収納しないでください。ロッカー内の収納物の盗難、紛失および損傷については、当ゴルフ場は責任を負いません。

（宅配便の手配）

**第11条** 宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等の物品の受入、保管または発送において、物品の盗難、紛失および損傷について、当ゴルフ場は責任を負いません。

（危険防止、エチケット・マナー）

**第12条** ゴルフは時により、危険を伴うことがありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己責任でプレーしていただきます。

2 プレーヤーの不注意によって生じた骨折、捻挫、打撲その他の傷害について、当ゴルフ場は責任を負いません。

（ティーインググラウンドでの素振り）

**第13条** 素振りは、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外で行なわないでください。また、スタートする組以外のプレーヤーは、みだりにティーインググラウンドに立入らないでください。

（飛距離の確認）

**第14条** 後続組のプレーヤーは、自己の飛距離を判断し、先行組に対し、ボールを打込むことのないよう、十分に注意してください。

（前方へ出ないこと）

**第15条** 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

（隣接ホールへの打込み）

**第16条** 隣接ホールにボールを打込んだときは、そのホールのプレーヤーに合図をし、未然に事故を防止してください。また、隣接ホールから

打球するときは、自己の同伴プレーヤーに対し、十分に注意してください。

（ホールアウト後の退去）

**第17条** ホールアウトしたときは、直ちにグリーンを立去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

（プレーの進行）

**第18条** プレーの進行は、前の組と1ホール以上の間隔を開けないようにしてください。

（雷鳴があったとき）

**第19条** 雷鳴があったときは、直ちにプレーを中止し、安全と思われる場所へ避難してください。

（電磁誘導カートの利用）

**第20条** 電磁誘導カートの利用するときは、次に掲げる事項を遵守してください。

一 電磁誘導カートに記載している「プレーヤーの皆様へのお願い」を読んで、安全運行を遵守してください。

二 電磁誘導カートは、当ゴルフ場が定める場所でのみ使用してください。

三 リモコンスイッチまたは発進・停止ボタン以外の操作具は使用しないでください。

四 電磁誘導カートが故障した場合、または、故障のおそれがある場合においては、当ゴルフ場の従業員に対し、速やかにお申出ください。

2 プレーヤーの故意または過失によって発生した電磁誘導カートにかかわる事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。また、プレーヤーが電磁誘導カートに損害を加えたときは、当該プレーヤーは、当ゴルフ場に対し、損害賠償責任を負います。

（火気使用の禁止）

**第21条** 当ゴルフ場内において、所定の場所以外での火気使用は、禁止します。所定の場所においても、たばこの吸殻等は、確実に消して灰皿へ入れてください。

（違反のときの責任）

**第22条** 当ゴルフ場を利用するお客さまが、本約款の規定に違反し、他人に対し損害を加えた場合、または、自ら損害を被った場合において、当ゴルフ場は、一切、損害賠償責任を負いません。

（クラブの確認）

**第23条** プレーを終了したとき、プレーヤーは、ゴルフクラブおよび携帯品を点検し、紛失や取り違えがないかを確認してください。確認後においては、ゴルフクラブおよび携帯品の紛失および損傷について、当ゴルフ場は責任を負いません。

（施設への損害）

**第24条** 当ゴルフ場を利用するお客さまが、故意または過失によって、施設に損害を加えたときは、当該お客さまは、当ゴルフ場に対し、損害賠償責任を負います。

（施設への持込品）

**第25条** 当ゴルフ場内へ次に掲げる物を持込むことを禁止します。

一 動物（ペット類）

二 著しく悪臭を放つもの

三 銃砲刀剣類

四 発火、爆発のおそれのあるもの

五 騒音を発するもの

六 法令で所持が禁止されているもの

七 その他、生命・身体に危険を及ぼすおそれのあるもの

（禁止行為）

**第26条** 当ゴルフ場内では、次に掲げる行為を禁止します。

一 賭博その他風紀を乱す行為

二 奇矯な風体によって、他のお客さまに不快感を与える行為

三 他のお客さまと口論するなど品位を汚す行為

四 刺青ある者の入浴

五 物品販売、宣伝広告等の行為

六 当ゴルフ場を利用するお客さま以外の者のコース内への立入り

七 他のお客さまに危険を及ぼす場所での素振り、アプローチ練習

八 ビデオカメラ等による撮影、録画等の行為

九 その他、当ゴルフ場支配人が禁止した行為

（信義則）

**第27条** 本約款に定めのない事項は、長野県ゴルフ場利用約款の定めに従うほか、信義誠実の原則に従って解決します。

附則 この利用約款は、平成9年4月から施行する。この利用約款改定は、平成27年4月から施行する。

この利用約款改定は、令和2年4月から施行する。